

# 現代日本におけるキリスト教系高等教育機関の「キリスト教性」

——寄附行為の分析を通じた組織的観点から——

比較教育社会学コース 齋藤崇徳

The “Christianity” of the Christian Higher Education Institutions in Contemporary Japan  
—From Organizational Viewpoint through an Analysis of Bylaws—

Takanori SAITO

This article examines the degree and contents of the “Christianity” in the higher education institutions in Japan through an organizational analysis of bylaws of the Christian educational foundations. Although previous researches on the “Christianity” of the Christian schools have recognized the problem of secularization of the schools, this paper suggests the validity of organizational – institutional investigation into bylaws of the educational foundations to explore the relationship between legitimacy of institutions and the “Christianity”. The results of this analysis indicate the variety of the state of “Christianity”, and the importance of the Christian societies to understand the schools.

## 目次

1. 目的と背景
  - (1) はじめに
  - (2) 問題の所在と本論の意義
2. 先行研究と分析枠組み
  - (1) 先行する調査
  - (2) モデルとなる二つの研究の流れ
  - (3) 分析の枠組みと寄附行為の意味
3. 分析
  - (1) データ
  - (2) 分析
    - ① 目的
    - ② 役員
    - ③ 評議員
    - ④ 残余財産
    - ⑤ その他
4. 考察と結論

### 1. 目的と背景

#### (1) はじめに

本論の目的は、高等教育機関を成立・存続させる組織的な正当化原理の一つとして考えられる「キリスト教性」を、日本において高等教育機関を設置するキリスト教系の学校法人の寄附行為を分析することによって明らかにすることである。

本論の第2章第3節にて述べるように、学校の「キリスト教性」を測るための要素は複数考えられる。本論ではそれら要素のうち学校を設置している学校法人の原則である寄附行為に着目し、明確にキリスト教的な字句を使っていることをその「キリスト教性」の証として、これを分析する。寄附行為は学校の運営・管理の上での根本原則であると同時に、高等教育機関の社会的な位置すなわち「日本におけるキリスト教」という社会的なものとの関係をも示している。これを分析することによって、日本のキリスト教系高等教育機関の正当性の源泉となっている「キリスト教性」を測ることができるはずである。そして、これを総合的に把握する枠組みとして、本論ではいくつかのモデルとなる先行研究を参考にしながら制度・組織として高等教育機関を分析する視座を置く。

#### (2) 問題の所在と本論の意義

なぜ日本における高等教育機関の「キリスト教性」を調べなければならないのか。キリスト教系の学校が「キリスト教性」を保持していること、「キリスト教的」であることは自明のように考えられるかもしれないが、そうではない。

明治以来、日本において私立の高等教育機関は日本の高等教育を支えてきた。そして、なかでもキリスト教系私学は無視できない規模で影響力を持ってきたことは周知のことである。しかしながら、日本

においてキリスト教の発達は様々な事態によって、とくに戦前期においては苦難を強いられてきたとされている。これは学校も例外ではなく、とくに戦時下においてはキリスト教を公けに保持することが難しい状況であった<sup>1)</sup>。

戦後、主に国家による厳しい統制は改められたが、他方、その「世俗化」が指摘されるようになった。つまり、キリスト教系高等教育機関は十分に「キリスト教的」では無いのではないか、ということである(古屋 1993)。このような疑義はキリスト教関係者によってしばしば語られていることではあるが、次章(2)節にて述べるように、このような視点からの十分な実証的調査は行われてこなかったためその実態は把握されていない。

このことは、神学的・キリスト教内在的な問題だけでなく、高等教育機関全体の存立という課題にとっても重要である。なぜなら、学校の世俗化への疑いは、学校組織に正当性を与えている制度的・文化的基盤への疑念をも呼び起こすからである(Meyer & Rowan 1977)。それゆえ、もし戦後世俗化をめぐる変容が生じたとすれば、学校組織の社会に対する正当性は、他のどのような制度的文化的基盤によって与えられたのかということが重要な課題となる。

そもそも、日本のキリスト教は日本社会において様々な捉えられ方をしてきた。つまり、その状態をつかむことは容易なことではない。高等教育機関におけるその「キリスト教」の状態をつかむことはひいては日本のキリスト教全体を理解することにつながるはずである。

上述の目的のため、以下ではまず戦後日本におけるキリスト教系高等教育機関に関する先行研究を概観し、本論の分析枠組みを確認する(第2章)。次に、寄附行為を分析しそこに表れるキリスト教性を明らかにする(第3章)。最後に考察および課題を述べる(第4章)。

## 2. 先行研究と分析枠組み

### (1) 先行する調査

まず、日本の学校の「キリスト教性」を分析している主要な実証的調査を概観する。戦後の日本において、キリスト教系学校の「キリスト教性」に関する調査が全く行われてこなかったわけではない。

まずBrumbaugh編(1957)が挙げられる。これは米国メソジスト教会の関係者であり日本で長い滞在経

験を持つThoburn T. Brumbaughによって行われた調査であり、対象は主に1957年当時、キリスト教学校教育同盟に加盟していた76のキリスト教系学校法人である。ここでは訪問調査、インタビュー調査、質問紙調査が行われており、アメリカ向けに書かれた面はあるものの、日本への「recommendations」を含んだ示唆的な調査となっている。なおここでも日本の諸学校の「lessening of Christian witness」が問題意識の一つとされており、本論で言う「世俗化」への関心は戦後の時期においてもあったことが確認される(Brumbaugh編 1957, p. 5)。

次に阿部編(1961)が挙げられる。これもキリスト教学校教育同盟による当団体加盟校のみを対象とする調査ではあるが、かなり綿密に調査・分析された結果を示している。学校組織、教員、学生、教育、関連団体などについて網羅的に各学校段階の具体的なデータを示している。また、「歴史編」として日本のキリスト教系学校の歴史を独自に叙述していることも特徴的である。一部、本論と同じく寄附行為を分析の対象としている。

また、とくにキリスト教系学校を対象としたものではないが、近年の実証的な調査として國學院大学日本文化研究所編(1993)を挙げることができる。これは宗教・宗派に関わりなく日本の宗教系学校を全て概観する調査であり、各学校の歴史や具体的にどのような宗教的教育実践を行っているのかを報告している。

同じくキリスト教を主な対象としたものではないものの、本論にとって重要な意義をもつ研究としてFujiwara(2005)がある。これは日本における高等教育機関における宗教的カリキュラムに関する調査であり、悉皆調査ではないものの、大学を類型化しながらそのカリキュラムについて詳細に分析を行っている。この研究も、本論と同じく高等教育機関における「宗教的なもの」を探っていると言える。また、キリスト教系学校における宗教教育の効果を分析した調査・研究として真野(1985)がある。

最後に、上記のような概括的な調査ではないが、キリスト教系学校の現状を示している研究として、日本宗教学会「宗教と教育に関する委員会」編(1985)キリスト教学校教師養成事業委員会編(1991)や、国学院大学日本文化研究所編(1997)などがある。

このような調査が行われてきたのは確かであるが、第一に、これらはむろん過去の調査であるためそれら学校の現状を十分に明らかにしていない。第二に、キリスト教系学校のキリスト教性、すなわち各学校がど

れほどキリスト教的なものに影響されているかを実証的に十分明らかにしていない。Brumbaugh編 (1957)はこの問題関心を持っていたが、包括的な調査ではなかった。これは逆に言えばキリスト教系学校のどのような点が「キリスト教的」であると言えるのかを解明してこなかったということでもあるだろう。

さらに、第三に学校あるいは高等教育機関を制度・組織としてみる視点が抜けている。キリスト教性を確認するならば、Fujiwara (2005)のように教育の実態や内容、そのインフォーマルなあり方などに着目することもできるが、本論はカリキュラムという教育内容のレベルではなく、制度・組織としてどのような構造であるかを分析することとなる。制度・組織を分析することによって、具体的なカリキュラムの社会的条件もより基礎的にその社会的な存立、すなわち正当性を問うことができる。本論はこれに着目する。

## (2) モデルとなる二つの研究の流れ

本論の分析枠組みのモデルとなる先行研究の流れには大きく二つある。

一つは、Marsden & Longfield (1992)、Marsden (1994)やRingenberg (2006)などのアメリカにおける大学の世俗化に関する歴史研究の流れである。これは、世俗化・大学の「キリスト教性」という問題関心から大学のキリスト教性を探るという点において、本論の問題関心と一致する。ただし、次に指摘するような、大学を組織的にみるような分析視角が欠けている。また、もちろんこれら研究は日本の状況について何も語っていない。

もう一つの流れは、寄附行為の分析を通じた日本の大学組織のガバナンス研究である(吉岡他 1994; 両角 1999; 日本私立大学連盟編 1999; など)。これは大学の組織の管理構造を論じているという点、寄附行為を分析の対象としているという点で本論の制度・組織的視点と軌を一にしている。しかし、本論のようにこれをキリスト教のような「文化的なもの<sup>2)</sup>との関連において論じてはいない。

本論では、これら二つの先行研究の流れを参考にしながら、大学組織の管理構造のキリスト教性を探る。

## (3) 分析の枠組みと寄附行為の意味

本論はこれら二つの研究の流れを統合し、分析を試みる。その際基点となるのは制度主義的な視点である。

大きくみれば私立学校の全体は法人組織と教学組織

とからなる。法人組織は基本的には役員である理事および監事と、評議員からなり、教学組織は学長と教授会からなる。寄附行為で規定されているのは主に法人組織であるが、教学組織についての規程を含んでいる場合も多い。

ただし、両角が私立学校法(以下私学法)等関係法令を概観して述べているように、理事など各アクターの役割や規定は個々の寄附行為に委ねられている割合が大きい(両角 1999, p.237)。そのため、寄附行為によって各学校法人のキリスト教性は多様に観察できると考えられる。そもそも、戦後、一般に戦前におけるキリスト教系学校への、また私立学校一般への国家からの規制は緩やかなものになったとされる。そのため大きな流れはありながらも、キリスト教系学校は非常に多様な形態をとっていると考えられる。そのため、これらを概観しその状況を探ることは必要な作業となる。

学校法人を分析単位とすることの意義についてはすでに山崎(1989, p.137)や両角(1999)、渡部(2011, p.74)などによって述べられているが、本論で着目するのはその社会学的意義である。

冒頭で述べたように、高等教育機関の制度的・文化的な基盤が問い直されており、キリスト教性はこれに関連している。そもそもある組織が社会的な正当性を得るためには、当該社会に適合的な形式的構造(formal structure)を備えていなければならない(Meyer & Rowan 1977)。とくに、学校においては、外部環境・制度への構造のモデルの依存は顕著である(Meyer et al. 2007)。このような制度的・組織的視点、インフォーマルな組織の活動ではなく持続性を持つ形式的なものの重要性を示し、その形式的なものこそが社会環境における正当性を保証するものであることを意味する。

そして、寄附行為はこの形式的構造の中心の一つになるものだと考えられる。上述したように、日本の私立大学は大きく理事会と評議員会による法人組織と学長と教授会による教学組織に分けられる。そして寄附行為はこの構造を規定する基本的な枠組み、制度である。よって、寄附行為にある形でキリスト教性が見いだせるのであれば、その機関はキリスト教に関連した正当性を保持していると考えられる。これが本論が寄附行為に着目する意味である<sup>3)</sup>。

このように述べねばならないのは、当然のことながら「キリスト教」とはある特定の学校あるいは機関・組織にのみ帰属するものであるとは想定できないから

である。日本にもキリスト教の教団組織は数多く存在するし、また信者も存在する。また、いくつかの「キリスト教的」慣習もある。つまり、社会環境的にキリスト教は存在すると考えることができる。そして、諸高等教育機関はこの社会的な「キリスト教」の一部を構成しながらも、その社会的状況に影響を受けていると考えられる。このように分析枠組みを設定すれば、アメリカのキリスト教系大学の研究と同じ課題を共有でき、かつこれを具体的な組織的に研究することができる。と考える。

ただし、寄附行為にはなく、「規則」あるいは「内規」として、キリスト教的な規定を保持していることは考えられるし、事実そのような学校法人は散見される。これは本論の範囲の外であると同時にこれら規定の研究が必要とされる。だが、寄附行為に現れるものが重要でないということではない。上述したように、寄附行為は学校法人の根本原則であるし、また、それを変更するには通常理事会と評議員会の承認を受けなければならない、かつ所轄庁の認可が必要である（私学法第45条第1項）。このため、寄附行為に表現されたキリスト教性は重要であるとみなすことができる。

それでは、分析で見出す「キリスト教性」とは何か。本論ではここまで「キリスト教（性）」をとくに定義せずに使ってきた。これを神学的・キリスト教学的に定義することが困難であるのは言うまでもない。

本論では操作的に、各寄附行為において、(1)「キリスト／基督（教）」という字句を使っている場合、(2)キリスト教の思想的な語句であると明確に理解できる場合、または(3)明確にキリスト教関連の団体に言及している場合にのみ、それを「キリスト教（性／的）」であると判断した。(2)の例としては「福音主義」や「カトリック」などが挙げられる。これはもちろん厳密なものではなく、一見キリスト教に関連がなさそうな字句でも、それが実は各学校法人が解釈するキリスト教の「精神」に則っている場合が考えられる。

ただ、この基準は字句による判断のため、一定の「客観性」が保証され、かつ各寄附行為間の比較も可能になる。このため本論では上記の基準を採った。各学校法人における詳細な字句表現の歴史や思想・解釈については本稿では取り扱わない。

### 3. 分析

#### (1) データ

本論が使用するデータは『キリスト教年鑑』に記載

されている学校法人の寄附行為のうち、高等教育機関を設置しておりかつ閲覧が可能であったものである。

より具体的には、2011年度『キリスト教年鑑』の「学園」の章に記されている学校法人のうち、文部科学大臣が所轄する学校を設置する法人を対象とする。それゆえ、本論の対象にはいわゆる大学法人、短大法人、高専法人が含まれているが、例えば狭義の神学校は含まれていない。また、『キリスト教年鑑』は歴史も古く、日本に存在する教派全てを参照しながら編集されているため典拠とするに十分だと判断した。

ただし、閲覧の条件上<sup>4)</sup>、これら寄附行為は最新のものでないものが含まれている。それゆえ、2011年現在の状況を完全に反映しているデータではないが、近年のものであることは確かであり、現状を概観するには十分だと判断した。なお、以下、原則としてすべて「寄附行為」が出典であり、「寄附行為施行細則」や「施行規則」は出来る限り参照はしたが分析の対象としていない<sup>5)</sup>。

表1は2011年現在、『キリスト教年鑑』の「学園」に記載されている全学校法人の数（神学校は含まれていない）、そのうち高等教育機関を設置している学校法人の数、およびそのうち今回閲覧が可能であった寄附行為の数を示している。

表1 学校法人数

全キリスト教系 学校法人数	高等教育機関 設置	閲覧数
221	100	85

表1より、今回閲覧が可能であったものは全キリスト教系高等教育機関設置学校法人のうち85%のもののみではあるが、現状を概観するためには十分だと判断した<sup>6)</sup>。

ただし、注意すべきは、そもそもこの対象の選択の仕方は便宜上のものであることである。というのは、明確にキリスト教の影響を受けている、あるいはキリスト教の使命を果たそうと標榜していなくとも、例えばその目的においてあるいは学校法人の設立者の考えにおいてキリスト教の思想の何らかに影響を受けているということはある程度のことだからである。そのため、厳密にいうとキリスト教的でない学校法人を選択することは原理上は困難なことである<sup>7)</sup>。本論では公的に「キリスト教」を標榜していると考えられている学校法人を『キリスト教年鑑』に基づき抽出し、これ

に焦点化する。

なお、本論はキリスト教系学校法人とその他学校法人とを比較するものではないが、全般的な傾向と比較するために以下では寄附行為の内容に関する近年の調査結果である私立経営研究会編（2010）を適宜参照していくことにしたい。

## （2）分析

### ① 目的

寄附行為には「目的」の事項が含まれていなければならない（私学法第30条第1項第1号）。これはその学校法人の根本目的が書かれているため、当該学校法人の制度上の最も基本的な事項であると言える<sup>8)</sup>。

私学経営研究会編（2010, p. 3）の調査によれば、「宗教教育を行う」ことを目的としている学校法人は全体の約26.9%であり、うち約75%は「キリスト教」であった。

キリスト教系学校法人の寄附行為の「目的」については、阿部編（1961, pp.155-60）においても「目標」として分析されており類型も作成されているが、そもそもこれはキリスト教学校教育同盟のみを対象とした調査であり（そのためプロテスタントに偏っている）、また、具体的な度数は示されておらず、さらに、学則と組み合わせられて示されているため寄附行為を純粋に分析しているものではない。

キリスト教性に着目したとき、寄附行為の「目的」は大きく四つに分類できる。すなわち、（a）「キリスト教／基督教」という字句を含むもの、（b）「カトリック」という字句を含むもの、（c）上記二つ以外のかたちでキリスト教性が認められるもの、（d）明確にキリスト教的な字句を含まないもの、の四つである。それぞれの度数と割合を表2に示す。

（a）の例は「この法人は教育基本法及び学校教育法に従いキリスト教主義に基づいて教育を施すことを目的とする」などである（「学校法人関西学院寄附行為」第3条）。

（b）の例としては「この法人はカトリック教精神に基づき人格教育を施し、もって有為な人材を育成す

るため、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする」（「学校法人鹿児島純心女子学園寄附行為」第3条）などがみられる<sup>9)</sup>。

（c）は「建学の精神」というかたちで別の条項でその内容を説明する青山学院と（「学校法人青山学院寄附行為」）、「聖心の布教姉妹会の精神に基づき」と、そのキリスト教系関係団体の名前を入れている秋田聖心の布教姉妹会の二つである（「学校法人秋田聖心の布教姉妹会寄附行為」第3条）。

まず、表2より、ほとんどの学校法人がその「目的」にキリスト教的な概念を含ませていることがわかる。ただ、約9%はキリスト教的なものを含まないものがあり、これはまた別に分析が必要だと考えられる。なお、これら（d）に分類されるものが、必ずしも以下で分析するような「目的」以外の部分でキリスト教性を含んでいないというわけではない。

次に、（b）に分類されている学校法人は全て國學院大学日本文化研究所編（1991）の基準で「カトリック」に分類されていたものである。ただし、「カトリック」と分類したもののうちでも（a）に含まれるものもある（例えば、聖心女子学院）。

そもそも、日本においてプロテスタントとカトリックはかなり異なった発展のパターンを辿っており、それは学校においても例外ではない<sup>10)</sup>。この区別にはこれが反映していると思われる。

次に、（a）にはさらにキリスト教的な語句を付する場合がある。

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、福音主義キリスト教の信仰に基づいて、女子に学校教育を行うことを目的とする。

（学校法人恵泉女学園寄附行為）

「福音主義」は特定の教派を指すものではないものの、このようなタイプはそのキリスト教性を特定する意図があると考えられる。他には「聖書にしめされたキリスト教」（「学校法人四国学院寄附行為」第3条）や「新約聖書に表示された基督教主義」（「学校法人聖

表2 目的

a キリスト教	b カトリック	c その他	d 無し	計
60	15	2	8	85
(71)	(18)	(2)	(9)	(100)

注 括弧内はパーセンテージを示す。

学院寄附行為」第 3 条) という表現もある。

また、特定の教派を指している場合もある。

第 3 条 この法人は、聖公会キリスト教の精神に基づき、教育基本法及び学校教育法に従って教育事業を行うことを目的とする。[第二項略——引用者]  
(学校法人八代学院寄附行為)

本論では煩雑さを避けるためにプロテスタントとカトリック以外の区分を導入していないが、より詳細な教派の区分をしていく場合には重要になるだろう。

最後に、さらに特定の教団名が記されている場合もある。

第 3 条 この法人は、教育基本法および学校教育法に従い、かつカトリック精神に基き、本学園の母体であるケベック・カリタス修道女会の教育理念に従って、学校教育を行うことを目的とする。  
(学校法人カリタス学園寄附行為)

以上から、多くの学校法人はその目的にキリスト教性を含ませていること、およびそこには多様性が看取されることがわかった。

## ② 役員

次に理事と監事、すなわち「役員」について分析する。

大学法人の役員についてはすでに山崎 (1996) による詳細な研究がある。さらに、そこでは宗教別 (プロテスタント、カトリック、仏教) の分析も行われている。本論はこれをさらにキリスト教に焦点化しその「質的」なあり方を探ることになる。

「役員」には理事と監事とが置かれるのだが、まずこの二者を一括してキリスト教的な規定を置く場合がある。例えば、次のようなものである。

第 5 条 1 この法人の役員の定数は次のとおりとする。

(1) 理事11人以上15以内

(2) 監事 2 人

2 前項の役員は、原則としてキリスト教の信仰者であることを要する。

(学校法人茨城キリスト教学園寄附行為)

このように役員を一括して規定するものは14 (16%) 認められた。

次に、理事と監事とをそれぞれ規定している場合がある。これら二つには複数人が置かれなければならない (私学法第35条第1項)<sup>11)</sup>。

このような集団についてキリスト教性が付与される場合、四つのパターンが認められる。すなわち、(a) その集団全体のうちのキリスト者<sup>12)</sup>の人数を定めるもの、(b) 特定の宗教法人、教団、教派の人間を含ませるもの<sup>13)</sup>、(c) 特定の宗教法人や教団に限定しないキリスト者を含ませるもの、(d) 「宗教主事」などの当該学校における「宗教」に関する職務を担当する者を含ませるもの、である。これらは相互に排他的ではない。

まず理事についてみてみよう。表 3 に度数とパーセンテージを示す。

(a) には、「理事となる者は、キリスト者又はキリスト教教育に賛同する者とする」(「学校法人酪農学園寄附行為」第 7 条第 2 項) など原則として定めるものや、「理事は、その 3 分の 2 以上が基督教信徒でなければならない」(「学校法人長崎学院寄附行為」第 5 条第 2 項) などその割合を示すものがある。なお、このタイプにおいては「望ましい」や「努めなければならない」などの「弱い」文言が含まれる場合もある。

(b) には、「日本聖公会首座主教」など教団のある地位にある人間を含ませるもの (「学校法人立教学院寄附行為」第 7 条第 1 項第 6 号)、日本福音ルーテル教会の教師および信徒のうちから日本福音ルーテル教会常議員会の推薦によって選任した者 5 人など特定の教会の教役者や信徒を含ませるもの (「学校法人九州ルーテル学院寄附行為」第 6 条第 1 項第 3 号) などがある。なお、この九州ルーテル学院のケースなど、

表 3 理事

a 全体の割合	b 教団の人間	c キリスト者	d 宗教主事
23	47	2	3
(27)	(55)	(2)	(4)

注 括弧内はパーセンテージを示す。

教団へ議に付す場合もある。

(c) は「学識経験あるキリスト教信者」などを含める鎮西学院と（「学校法人鎮西学院寄附行為」第7条第1項第6号）、共愛学園のみである。

(d) は「学院宗教主任」（「学校法人西南女学院寄附行為」第7条第1項第1号）、「関西学院宗教総主事」（「学校法人関西学院寄附行為」第7条第1項第4号）、「活水学院宗教主任」（「学校法人活水学院寄附行為」第5条第1項第7号）の三つである。

そして、表3で確認された数に上で確認した役員に関する規定を含めると、理事に関して何らかのキリスト教的規定を含む寄附行為は69（81%）にのぼる。

理事長についてもみてみよう。理事長は理事のうちから寄附行為によって定められたところにより一人置かれる（私学法第35条第2項）。理事長の条件としてキリスト教性が要求される場合がある。例えば、「理事長は、福音主義基督教教会に属する教会員でなければならない」（「学校法人九州ルーテル学院寄附行為」第5条第3項）などとされる。理事長に関してキリスト教性が要求されていたケースは9（11%）あった<sup>14)</sup>。

次に監事についても上述したタイプ分けを適用してみる（表4）。

表4より、とくに監事についてキリスト教性を要求することは少ない。なお、「監事は、理事、評議員又は学校法人の職員と兼ねてはならない」（私学法第39条）ため、(d) が0であることは当然である。

上で確認した役員に関する規定を含めても、監事に関するキリスト教的規定を含んでいる法人は全体で23（27%）のみである。

### ③ 評議員

次に評議員について分析する。評議員会には理事の定数の二倍以上の人を置かねばならない（私学法第41条第2項）。よって、評議員会も「役員」と同じく複数人必要であり、先に作ったカテゴリが評議員にも適用できる（表5）。なお、(e) はキリスト教的規定を含まないものである。

(e) の数値から、評議員に関して何らかのキリスト教性を含んでいる寄附行為は54（63%）あることがわかる。

まず、監事よりはキリスト教性が要求されると言える。しかし、理事と比べると、全体としてはキリスト教性が要求されていない。ただし、(c) と (d) の数値は理事よりも高い、つまり教団を明示しない単なるキリスト者と「宗教主事」とが含まれる場合がやや多い。

### ④ 残余財産

次に残余財産の処分の規定について分析する。

寄附行為には「解散に関する規定」が含まれていなければならないが（私学法第30条第1項第10号）、ここに法人の残余財産の帰属先を定める場合、「学校法人その他教育の事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない」（私学法第30条第3項）。そして、その帰属先は寄附行為によって定められる（私学法第50条第1項）。残余財産の規定は必須ではないためこれが定められていない場合もあるが（私学法第30条第3項）<sup>15)</sup>、今回閲覧が可能であった学校法人においては全て定めていた。

表4 監事

a 全体の割合	b 教団の人間	c キリスト者	d 宗教主事
4	5	1	0
(5)	(6)	(1)	(0)

注 括弧内はパーセンテージを示す。

表5 評議員

a 全体の割合	b 教団の人間	c キリスト者	d 宗教主事	e 規定無し
17	43	7	7	31
(20)	(51)	(8)	(8)	(36)

注 括弧内はパーセンテージを示す。

タイプとしては、(a) この帰属先にキリスト教系の具体的な団体名を表記する場合と、(b) 具体的に団体名を明記しないものの何らかのキリスト教的要素を含む団体に帰属させるとしている場合、(c) キリスト教的な要素が認められない場合とがある。度数とパーセンテージを表6に示す。

表6 残余財産

a 団体名	b キリスト教的要素	c 無し	計
11	22	52	85
(13)	(26)	(61)	(100)

注 括弧内はパーセンテージを示す。

(a) の例は次のようになる。

第35条 この法人が解散（合併又は破産に因る解散を除く）した場合における残余財産は、理事および評議員の各三分の二以上が適当と認める、幼きイエズス修道会を母体とする他の学校法人に帰属する。

（学校法人久留米信愛女学院寄附行為）

(b) の例は次のようなものである。

第31条 本法人解散の場合における残余財産は、理事会において理事全員の同意により、キリスト教主義教育を行う学校法人、もしくは、教育事業を行う者に帰属せしめる。

（学校法人福岡女学院寄附行為）

表6より、約4割の学校法人は、解散時の残余財産の帰属先に何らかのキリスト教的要素を含ませようとしていることがわかる。

### ⑤ その他

最後に、その他キリスト教性が認められる部分について述べる。

まず、寄附行為の変更についてである。寄附行為には、「寄附行為の変更に関する規定」が含まれていない（私学法第30条第1項第11号）。寄附行為は評議会の意見を聞き、理事会によって決定され（私学法第42条第1項第3号）、かつ所轄庁の認可あるいは所轄庁への届出が必要となる（私学法第45条）。

そして、キリスト教系学校法人の中には、キリスト教性を示す特定の条文の変更を禁止しているものがある。例えば、「ただし、第3条に掲げるキリスト教主義に基づく教育を行う趣旨を変更してはならない。第36条第1項の各号に規定する残余財産の帰属者についても同様とする」（「学校法人九州ルーテル学院寄附行為」第38条）のように、キリスト教的な目的や残余財産の帰属者に関する規定の変更を禁止するものである。

このような規定は7つ（8%）の寄附行為において認められた。

次に、寄附行為に「学院長」に関する規定が含まれている場合がある<sup>16)</sup>。これは通常、諸設置学校を一括して管理するという役割を担わされており、法令で定められているものではないため各学校法人によってその名称は異なる。例えば、桜美林学園においては「学園長」という名称であり、「学園長は、学園の建学の精神に則り、設置する学校の長に対して指導、助言を行なう」（「学校法人桜美林学園寄附行為」第27条）とある。また、この役割に関する文言も各学校法人によって様々である。

そして「学院長」に関してもキリスト教性が要求されることがある。例えば、「院長は、日本聖公会の聖職又は信徒でなければならない」（「学校法人立教女学院寄附行為」第21条）などである。

学院長の規定について次の表7で示す。(a)は「学院長」の規定を含むもののうちキリスト教性を要求するもの、(b)は規定はあるがキリスト教性を要求しないもの、(c)は「学院長」に関する規定を含まないものである。

その他の事例として、寄附行為に「前文」や「まえ

表7 学院長

a 規定有り・キリスト教性有り	b 規定有り・キリスト教性無し	c 規定無し	計
11	23	51	85
(13)	(27)	(60)	(100)

注 括弧内はパーセンテージを示す。

がき」を付して、そこで自らの学校法人の基本的な方針や「精神」について述べているタイプがある。これは7つ（8%）の寄附行為において認められた。これもとくに法令によって定められているものではない。

さらに、法人の資産として教団関係から与えられるものを明記しているケースが6つ（7%）あった。例えば、「扶助者聖母会の補助金」を明記している星美学園など（「学校法人星美学園寄附行為」第16条第1項第4号）。ただし、明記していないからといって教団等からの寄付金等を得ていないということではない。

また、学長がキリスト者であることを要求する場合が4つ（5%）の寄附行為に認められた。学長についても、明記しなければならないものではなく、学校法人によっては施行細則や他の内規等によって定められている場合もある。

他には、例えば、東京神学大学は法人の解散の際に「日本基督教団の承認を経」なければならない（「学校法人東京神学大学寄附行為」第33条）ことや、大阪キリスト教学院は「合併は、この法人の目的と同一の目的を掲げた他の学校法人またはこの法人に関係ある学校法人のみに限って行うことができる」（「学校法人大阪キリスト教学院寄附行為」第39条）ことを定めていることが指摘できる。加えて、チャプレンという役職の配置を明記している場合もある（「学校法人立教学院寄附行為」第5条）。

#### 4. 考察と課題

以上、実証的に寄附行為に表れたキリスト教性を明らかにしてきた。最後に、分析で得られた知見について考察を行い、今後の課題を述べる。

まず、具体的な分析結果について考察する。

寄附行為に表れた「目的」においては多くの学校法人においてキリスト教性が確認された。これは「空虚な理念」として捉えられるべきものではない。なぜなら、文書として寄附行為に記載されていることは当機関の正当性、すなわち当該社会における社会的な位置を公けに示すという役割を持っているからである。その限りにおいて、多くの日本のキリスト教系高等教育機関は十分に「キリスト教的」であると言える。

他方、具体的な文言においてはかなりの多様性が見られた。このような表現の相違もまた重要な現象であり、少なくとも看過されるべきものではない。例えば、アメリカにおいては「Church/Christian College」か

ら「Church-related College」へという表現の変遷が認められ、これは世俗化を表象しているものとされている（Lynn 1992）。ゆえに、日本のこれら文言にもキリスト教性や世俗性、ひいては日本のキリスト教教育の位置などを表現していると考えられるため、これら文言の歴史上の成立過程や、それぞれの意味内容については別個分析される必要がある。なお、このような文言の多様性は現在のみにおいて認められるものではない。たとえば60年代のキリスト教学校教育同盟に加入していた学校の内でも目的の文言はすでに多様であった（阿部編 1961, pp.155-60）。

次に役員および評議員について考察する。ここにおいても、とくに理事と評議員について、キリスト教性が看取された。なかでも特定の教団の人間を含む場合と、キリスト者の割合をコントロールする場合が多数であった。

これら二者の違いは重要である。キリスト者であることを要求する場合、それが特定の教派であることが要求されていたとしても、それはその人間独自の信仰によって経営行動を果たすとも考えられる。また、とくに役員内、評議員内での割合を調整しようという規定はある種の象徴的な意味を持つだろう。なぜなら、具体的な経営行動に関する規定ではなく、キリスト者が一定数含まれていることに意義を見いだしていると考えられるからである。他方、教団の人間である場合、より直接的・具象的に当の教団と大学組織との経営・組織上の関係性が生ずると考えられる。

むしろこれは文章上、あるいは概念上のことである。実際には、「キリスト者であること」ということのある特定の団体の人間を指している場合もあるだろう。しかし、そのように明記されていることは、これら組織間のより永続的な結びつきを証していると言える。

よって、教団の人間を含める場合には、その社会的な正当性においてその教団との関係性が重要であることを意味し、キリスト者の割合の場合はより広い意味での「日本におけるキリスト教」のような象徴的なものが正当性の源泉となるだろう。これは残余財産の帰属先についても同様だと思われる。

そして、前章（2）節第⑤項において確認したように、学校法人においてキリスト教性は目的等の他にも極めて多様に表れており、これは形式的構造を通じた正当性の仕組みが多様であることを示していると考えられる。この多様性の（歴史的）原因を探ることがさらなる課題として考えられる。

これは目的と役員・評議員との間においても同様である。役員・評議員のように、実際にキリスト教的な人間を経営に参入させるということと、学校法人の根本の「目的」としてキリスト教を標榜することとは、その組織・制度的な意味は異なるであろう。

そして、教団との関係性についてはさらに敷衍することができる。これはつまり宗教団体と学校法人との密な関係性があるということである。つまり、キリスト教系学校を分析する際には、このような外部団体との関わりをも分析する必要があるということである。ケースによっては、経営の実質的な主体が学校法人の外部にあることも考えられる。そしてもちろんこのような関係性が寄附行為に明記されていないことも考えられる。

よって、学校法人にとってキリスト教団体を全くの外部として、あるいは従属したものとして考えるのではなく、学校法人と宗教団体とを並列に考え、そこでの相互行為や権力的関係、利害関係を分析することが求められる。むしろこれはキリスト教系だけでなく他の「宗教系」とされる学校法人においても共通の課題である。この課題を達成することによって、社会におけるキリスト教（宗教）と学校とのより動態的な分析が可能になり、キリスト教系学校の社会的な位置が明らかになるだろう。

他方、同じ「キリスト教系」とされる学校法人のうちでもこれだけ多様性があることはある意味で驚くべきことである。その社会的な存立を考える際、あるいは日本のキリスト教全体について考える際において、この多様性は勘案されなければならないだろう。

ただ、これまでキリスト教とのつながりを強調してきたが、本論の背景の部分で述べたように、そのような関係性を持っていないあるいは少なくとも寄附行為上はその関係性が薄い学校法人もあり、これも同様に重要な論点となる。同じく「キリスト教系」だとされているにも関わらず、寄附行為という組織的側面においてなぜその要素の有無・多寡があるのか、またそれは社会的な例えば「世俗化」などの側面と関連しているのかなどについてはさらなる研究が必要になるだろう。

(指導教員 橋本鉦市教授)

## 註

- 1) ただ、これは国家を原因とする一方的な「受難」として描くことには問題があり、実際には決して単純ではない政治的葛藤

があった。例えば、老川・前田編(2008)参照。

- 2) キリスト教を文化と同一視することはできないが、単にここでは組織のハードなガバナンスではないものを仮に「文化的」としている。
- 3) 本論は形式上、両角の研究(1999)をモデルにしているが、この研究と本論がもっとも異なる点はここである。
- 4) 日本私立学校振興・共済事業団の資料室で閲覧した。記して感謝する。
- 5) これは各学校法人を同等の条件で比較するためである。
- 6) 今回、筆者の環境上閲覧ができなかった法人は、明の星学園、育英学院、大阪信愛女学院、岐阜済美学院、金城学院、クラーク学園、敬和学園、聖マリア学院、東京純心女子学園、ノートルダム女学院、白峰学園、弘前学院、山梨英和学院、大和学園、稚内北星学園、である。
- 7) 例えば、國學院大学日本文化研究所編(1993)にて「キリスト教」であるとされていた玉川学園は『キリスト教年鑑』に含まれていない。
- 8) なお、寄附行為の目的の書き方には二種類あるとされる(蔵原 1997)。すなわち、学校を設置することを目的とする場合と、教育を行うことを目的とする場合である。
- 9) ただし、上智学院のみは「カトリシズム」という字句であった。
- 10) 例えば、久山編(1993)などを参照。
- 11) なお、山崎(1996, pp.307-8)によれば役員の規模は「カトリック」で顕著に少ない。ただし、山崎(同上)の「カトリック」の定義が本論と同一であるかは不明である。
- 12) 本論では一貫して「キリスト者」という言葉を使っているが、各寄附行為ではこれも多様である。具体的には、「キリスト信者」、「キリスト教信者」、「キリスト教信徒」などの表記が認められる。そして、この表記の多様性もまた別に考察されるべきものだと思う。
- 13) 山崎(1996, p.310)によれば「カトリック」の方が役員構成における「宗教家」の割合がプロテスタントよりもやや多い。
- 14) 私学経営研究会編(2010, p.9)の調査によると、理事長の選任において「信者の内からなど、選任対象を限定している」ものは5しかない。対象選択の関係か、あるいは本論とは数え方が異なるのだと思われる。
- 15) 私学経営研究会編(2010, p.106)の調査によると、約1.6%の学校法人はこの規定がない。
- 16) 「学院長」という名称は私学経営研究会編(2010, p.36)を参考にした。なお、この調査によれば、21.1%の学校法人がこの規定を持つ。

## 引用文献

- 阿部義宗 編 『日本におけるキリスト教学校教育の現状』 基督教学校教育同盟, 1961.
- Brumbaugh, Thoburn T. ed. "Report on a Study of our Christian Schools in Japan" Division of World Missions, Board of Missions of the Methodist Church, 1957.
- Fujiwara, Satoko 2005 Survey on religion and higher education in Japan - Japanese Journal of Religious Studies, 32.2, pp. 353-70.
- 古屋安雄 『大学の神学』 ヨルダン社, 1993.
- 久山康 編 『日本キリスト教教育史・思潮篇』 キリスト教学校教

- 育同盟, 1993.
- キリスト教学校教師養成事業委員会 編 『キリスト教学校教育の理念と課題』キリスト教学校教育同盟, 1991.
- 國學院大学日本文化研究所 編 『宗教教育資料集』鈴木出版, 1993.
- 『宗教と教育—日本の宗教教育の歴史と現状—』弘文堂, 1997.
- 蔵原清人 1997 戦前期私学法制の研究—私立学校の設立・組織を中心に— 工学院大学共通過程研究論叢 第35-1号 pp. 153-39.
- Lynn, Robert Wood. 1992 The survival of recognizably protestant colleges: reflections on old-line Protestantism, 1950-1990 - George M. Marsden, & Bradley J. Longfield. eds. "The Secularization of the Academy" Oxford University Press, 1992.
- 真野一隆 『日本における宗教教育の可能性—キリスト教主義の学校の明日に向けて—』キリスト新聞社, 1985.
- Marsden, George M. "The Soul of the American University: From Protestant Establishment to Established Nonbelief" Oxford University Press, 1994.
- & Bradley J. Longfield. eds. "The Secularization of the Academy" Oxford University Press, 1992.
- Meyer, John W., Francisco O. Ramirez, David John Frank, & Evan Schofer. 2007 Higher Education as an Institution - Patricia J. Gumpert. ed. "Sociology of Higher Education: Contributions and Their Contexts" The Johns Hopkins University Press, 2007.
- & Brian Rowan 1977 Institutionalized organizations: formal structure as myth and ceremony - American Journal of Sociology, 83, 340-363.
- 両角亜希子 1999 私立大学のガバナンス—概念的整理と寄付行為の分析— 東京大学大学院教育学研究科紀要 第39巻 pp. 235-243.
- 日本私立大学連盟 編 『私立大学の経営と財政』開成出版, 1999.
- 日本宗教学会「宗教と教育に関する委員会」 編 『宗教教育の理論と実際』すずき出版, 1985.
- 老川慶喜・前田一男 編 『ミッション・スクールと戦争—立教学院のディレンマ—』東信堂, 2008.
- Ringenberg, William C. "The Christian College: A History of Protestant Higher Education in America" 2nd ed. Baker Academic, 2006.
- 私学経営研究会 編 『学校法人寄附行為の調査研究報告書—法令の改正に合わせて現状に即したものに—』2010.
- 山崎博敏 1989 私立高等教育機関の組織変化のパターンとその要因—学校法人を分析単位として— 教育学研究 第56巻 第2号 pp. 137-44.
- 山崎博敏 1996 大学法人理事会の役員構成とその構造変化 大学論集 第25集 pp. 303-20.
- 吉岡民雄・原田一郎・浅野清彦・吉川隆博 1994 私立大学の管理運営・経営に関する研究 東海大学紀要教育研究所 第2巻 pp. 1-26.
- 渡部芳栄 2011 高等教育を供給する学校法人の変容—その傘下校に着目して— 大学論集 第42集 pp. 71-87.